４　関係法令

- 水道法（抄）
- 水道法施行令（抄）
- 水道法施行規則（抄）
- 水質基準に関する省令（抄）
- 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- 流山市水道事業給水条例
- 流山市水道事業給水条例施行規程
- 流山市指定給水装置工事事業者規程
- 流山市特別給水契約規程
- 流山市小規模水道条例
- 流山市小規模水道条例施行規則

◎　水　道　法（抄）

昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号

改正　平成 18 年 6 月 2 日法律第　50 号

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第１章の２　広域的水道整備計画（第５条の２）
第２章　水道事業
第１節　事業の認可等（第６条―第１３条）
第２節　業務（第１４条―第２５条）
第３節　指定給水装置工事事業者（第２５条の２－第２５条の１１）
第４節　指定試験機関（第２５条の１２―第２５条の２７）
第３章　水道用水供給事業（第２６条―第３１条）
第４章　専用水道（第３２条―第３４条）
第４章の２　簡易専用水道（第３４条の２―第３４条の４）
第５章　監督（第３５条―第３９条）
第６章　雑則（第４０条―第５０条の３）
第７章　罰則（第５１条―第５７条）
附則

第１章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第２条　国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2　国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第２条の２　地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2　国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。

（用語の定義）

第３条　この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2　この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が 100 人以下である水道によるものを除く。

3　この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が 5000 人以下である水道により、水を洪給する水道事業をいう。

4　この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5　この法律において「水道事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第 26 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6　この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

（１）100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

（２）その水道施設の１日最大給水量（１日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7　この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8　この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

１０　この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

１１　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

１２　この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

（水質基準）

第４条　水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二　シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三　銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四　異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五　異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六　外観は、ほとんど無色透明であること。

2　前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（施設基準）

第５条　水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二　貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

三　導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四　浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五　送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六　配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2　水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

3　水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4　前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第１章の２　広域的水道整備計画

第５条の２（略）

第２章　水道事業

第１節　事業の認可等

第６条　（事業の認可及び経営主体）（略）

第７条　（認可の申請）（略）

第８条　（認可基準）（略）

第９条　（附款）（略）

第１０条　（事業の変更）（略）

第１１条　（事業の休止及び廃止）（略）

第１２条　（技術者による布設工事の監督）（略）

第１３条　（給水開始前の届出及び検査）（略）

第２節　業務

（供給規程）

第１４条　水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

２　前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

三　水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

五　貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

３　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

４　水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

５　水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届出なければならない。

６　水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

７　厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第２項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第１５条　水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

２　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第１項の規定による水の供給命令を受けたため、

又は災害その他正当な理由があってやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3　水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置の構造及び材質）

第１６条　水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置工事）

第１６条の２　水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

（給水装置の検査）

第１７条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる、ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖

された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

2　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（検査の請求）

第１８条　水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

（水道技術管理者）

第１９条　水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2　水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一　水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査。

二　第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査。

三　給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査。

四　次条第1項の規定による水質検査。

五　第21条第1項の規定による健康診断。

六　第22条の規定による衛生上の措置。

七　第23条第1項の規定による給水の緊急停止。

八　第37条前段の規定による給水停止。

3　水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

（水質検査）

第２０条　水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わな　　ければならない。

2　水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

3　水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところに

より、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録をうけた者に委託して行うときは、この限りでない。

第２０条の２から１６まで（略）

（健康診断）

第２１条　水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

２　水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して１年間、これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第２２条　水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第２３条　水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

２　水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

（消火栓）

第２４条　水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

２　市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

３　水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

（情報提供）

第２４条の２　水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第１項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

（業務の委託）

第２４条の３　水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

２～７項（略）

第２５条　（簡易水道事業に関する特例）（略）

第３節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第２５条の２　第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

２　第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。

二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名。

三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数。

四　その他厚生労働省令で定める事項。

（指定の基準）

第２５条の３　水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一　事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ハ　第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ニ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ　法人であって、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2　水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（給水装置工事主任技術者）

第２５条の４　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一　給水装置工事に関する技術上の管理。

二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。

三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認。

四　その他厚生労働省令で定める職務。

4　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）

第２５条の５　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者。

二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

3　厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4　前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（給水装置工事主任技術者試験）

第２５条の６　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

2　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して2年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

3　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

（変更の届出等）

第２５条の７　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

（事業の基準）

第２５条の８　指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）

第２５条の９　水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第２５条の１０　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し）

第２５条の１１　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

一　第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。

二　第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。

三　第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五　第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八　不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2　第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4節　指定試験機関

第２５条の１２から２７まで(略)

第３章　水道用水供給事業

第２６条　（事業の認可）（略）

第２７条　（認可の申請）（略）

第２８条　（認可基準）（略）

第２９条　（附款）（略）

第３０条　（事業の変更）（略）

第３１条　（準用規定）（略）

第４章　専用水道

（確認）

第３２条　専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

（確認の申請）

第３３条　前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）。

二　水道事務所の所在地。

3　専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　1日最大給水量及び1日平均給水量。

二　水源の種別及び取水地点。

三　水源の水量の概算及び水質試験の結果。

四　水道施設の概要。

五　水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造。

六　浄水方法。

七　工事の着手及び完了の予定年月日。

八　その他厚生省令で定める事項。

5　都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6　前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

（準用）

第３４条　第13条、第19条から第23条まで及び第24条の3の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第13条第1項及び第24条の3第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第20条の10第2項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「専用水道の設置者その他の利害関係人」と、第24条の3第4項中「第19条第2項各号」とあるのは「第34条第1項において準用する第19条第2項各号」と、同条第6項中「第13条第1項」とあるのは「第34条第1項において準用する第13条第1項」と、「第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条」とあるのは「第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条」と、同条第7項中「第19条第2項」とあるのは「第34

条第１項において準用する第19条第２項」と、「同条第１項」とあるのは「第34条第１項において準用する第19条第２項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

２　１日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第３項の規定を準用しない。

第４章の２　簡易専用水道

第３４条の２　簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

２　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第３４条の３　（検査の義務）（略）

第３４条の４　（準用）（略）

第５章　監督

（認可の取消し）

第３５条　厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後１年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後１年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後１年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後１年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

２　地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

３　厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第１項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

（改善の指示等）

第３６条　厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第５条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るために緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

２　厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

３　都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の２第１項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第３７条　厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第１項又は第３項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第２項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（供給条件の変更）

第３８条　厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

２　厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第３９条　厚生労働大臣は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第８項において同じ。）を検査させることができる。

２　都道府県知事は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

３　都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

４　前３項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第１項、第２項又は第３項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第６章　雑則

第４０条　（水道用水の緊急応援）（略）

第４１条　（合理化の勧告）（略）

第４２条　（地方公共団体による買収）（略）

第４３条　（水源の汚濁防止のための要請等）（略）

第４４条　（国庫補助）（略）

第４５条　（国の特別な助成）（略）

第４５条の２　（研究等の推進）（略）

（手数料）

第４５条の３　給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

２　給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

３　前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第４６条　（権限の委任）（略）

第４７条　（申請及び届出の経由）（略）

第４８条　（管轄都道府県知事）（略）

第４８条の２　（保健所を設置する市又は特別区に関する読替え等）（略）

（不服申立て）

第４８条の３　指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による審査請求をすることができる。

（特別区に関する読替）

第４９条　特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第５０条　（国の設置する専用水道に関する特例）（略）

第５０条の２（国の設置する簡易専用水道に関する特例）（略）

第７章　罰則

第５１条　水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

２　みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

３　前 2 項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

第５２条　次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

一　第 6 条第 1 項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者

二　第23条第1項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三　第26条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第５３条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一　第10条第1項前段の規定に違反した者

二　第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第15条第1項の規定に違反した者

四　第15条第2項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかった者

五　第19条第1項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六　第24条の3第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者

七　第24条の3第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八　第30条第1項の規定に違反した者

九　第37条の規定による給水停止命令に違反した者

十　第40条第1項及び第3項の規定による命令に違反した者

第５３条の２　第20条の13（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第５３条の３　第25条の17第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第５３条の４　第25条の24第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第５４条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一　第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者

二　第13条第1項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者

三　第20条第1項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四　第21条第1項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

五　第22条（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六　第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者

七　第32条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八　第34条の2第2項の規定に違反した者

第５５条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　地方公共団体以外の水道事業者であって、第7条第4項第7号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第14条第6項の規定による認可があったときは、認可後の供給条件、第38条第2項の規定による変更があったときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取ったもの

二　第10条第3項、第11条第2項（第31条において準用する場合を含む。）、第24条の3第2項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)又は第30条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第５５条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第20条の9（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第20条の14（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第20条の15第1項（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第５５条の３　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一　第25条の20の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第25条の22第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第25条の23第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第５６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第５７条　正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかった者は、10万円以下の過料に処する。

附則（昭和32年6月法律第177号）から

附則（平成14年2月8日法律第1号）まで(略)

附則（平成15年7月2日法律第102号抄）

（施行期日）

第１条　この法律は、平成16年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第6条の規定は平成16年4月1日から、附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定は公布の日から施行する。

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

第３条　この法律による改正後の水道法（以下「新水道法」という、）第20条第3項又は第34条の2第2項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新水道法第20条の8の規定による水質検査業務規程の届出及び新水道法第34条の4において準用する新水道法第20条の8の規定による簡易専用水道検査業務規程の届出についても、同様とする。

２　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第20条第3項及び第34条の2第2項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日に新水道法第20条第3項及び第31条の2第2項の登録を受けた者とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第７条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる易合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第８条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第９条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成16年６月９日法律第84号）から

附則（平成18年６月２日法律第50号）まで(略)

◎水 道 法 施 行 令（抄）

昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号
改正　平成 16 年 3 月 19 日政令第　46 号

（専用水道の基準）

第１条　水道法（以下「法」という。）第 3 条第 6 項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　口径 25 ㎜以上の導管の全長 1,500m

ニ　水槽の有効容量の合計 100m^3

２　法第 3 条第 6 項第 2 号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が 20m^3 であることとする。

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第２条　法第 3 条第 7 項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

第３条　（水道施設の増設及び改造の工事）（略）

第４条　（布設工事監督者の資格）（略）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第５条　法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 ㎝以上離れていること。

二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。

五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第６条　（水道技術管理者の資格）（略）

第６条の２　（登録水質検査機関等の登録の有効期間）

第７条　（業務の委託）（略）

第８条　（略）

第９条　（受託水道業務技術管理者の資格）（略）

第１０条　（水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え）（略）

第１１条　（専用水道の設置者について準用する法の規定の読替え）（略）

第１２条　（国庫補助）（略）

（手数料）

第１３条　法第45条の3第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　給水装置工事主任技術者免状（以下この項において[免状]という。）の交付を受けようとする者

2,500円

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者(以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあっては、2,450円）

二　免状の書換え交付を受けようとする者　2,150円

（電子情報処理組織を使用する者にあっては、2,050円）

三　免状の再交付を受けようとする者　2,150円

（電子情報処理組織を使用する者にあっては、2,050円）

２　法第45条の3第2項の政令で定める受験手数料の額は、16,800円とする。

第１４条　（都道府県の処理する事務）（略）

第１５条　（管轄都道府県知事）（略）

附則（昭和32年12月政令第336号）から

附則（平成15年12月19日政令第533号）まで(略)

附則（平成16年3月19日政令第46号）抄

（施行期日）

第１条　この政令は、平成16年3月29目から施行する。

◎水道法施行規則（抄）

昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号

改正平成 20 年 12 月 22 日厚生労働省令第 175 号

目次

第１章　水道事業

第１節　事業の認可等（第１条―第１７条の４）

第２節　指定給水装置工事事業者（第１８条―第３６条）

第３節　指定試験機関（第３７条―第４８条）

第２章　水道用水供給事業（第４９条―第５２条）

第３章　専用水道（第５３条・第５４条）

第４章　簡易専用水道（第５５条―第５６条の８）

第５章　雑則（第５７条）

附則

第１章　水道事業

第１節　事業の認可等

（令第１条第２項の厚生労働省令で定める目的）

第１条　水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第１条の２　（認可申請書の添附書類等）（略）

第２条　（事業計画書の記載事項）（略）

第３条　（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）（略）

第４条　（工事設計書の記載事項）（略）

第５条から第７条まで　（法第８条第１項各号を適用するについて必要な技術的細目）（略）

第７条の２　（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）（略）

第８条　（変更認可申請書の添附書類等）（略）

第８条の２　（事業の変更の届出）（略）

第９条　（布設工事監督者の資格）（略）

第１０条　（給水開始前の水質検査）（略）

第１１条　（給水開始前の施設検査）（略）

（法第１４条第２項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第１２条から同条の３まで（略）

第１２条の４　法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ　貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二　貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ　貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第１２条の５　（料金の変更の届出）（略）

（給水装置の軽微な変更）

第１３条　法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を半わないものに限る。）とする。

第１４条　（水道技術管理者の資格）（略）

第１４条の２から１６まで（略）

第１５条　（定期及び臨時の水質検査）（略）

第１５条の２から１０まで（略）

第１６条　（健康診断）（略）

第１７条　（衛生上必要な措置）（略）

（情報提供）

第１７条の２　法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあっては毎年1回以上定期に（第1号の水質検査計画にあっては、毎事業年度の開始前に）、第6号及び第7号に掲げるものにあっては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一　水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道水の安全に関する事項

二　水道事業の実施体制に関する事項（法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む。）

三　水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

四　水道料金その他需要者の負担に関する事項

五　給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項

六　法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果

七　災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第１７条の３　（委託契約書の記載事項）（略）

第１７条の４　（業務の委託の届出）（略）

第２節　指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第１８条　法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

３　前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第１９条　法第25条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあっては、役員の氏名

二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

三　事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第２０条　法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四　水圧テストポンプ

（給水装置工事主任技術者の選任）

第２１条　指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

３　指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第２２条　法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第２３条　法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二　第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三　給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第２４条　法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第4による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、これに代わる書面）

二　第33条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第２５条　法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

（免状の書換え交付申請）

第２６条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあっては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

（免状の再交付申請）

第２７条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、厚生労働大臣に免択の再交付を申請することができる。

２　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第7による。

３　免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第２８条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第２９条　厚生労働大臣は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目）

第３０条　試験の科目は、次のとおりとする。

一　公衆衛生概論

二　水道行政

三　給水装置の概要

四　給水装置の構造及び性能

五　給水装置工事法

六　給水装置施工管理法

七　給水装置計画論

八　給水装置工事事務論

（試験科目の一部免除）

第３１条　建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る 1 級又は 2 級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（受験の申請）

第３２条　試験を受けようとする者は、様式第 8 による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（法第 25 条の 12 第 1 項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

一　法第 25 条の 6 第 2 項に該当する者であることを証する書類

二　写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

三　前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第 9 による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

（合格証書の交付）

第３３条　厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出等）

第３４条　法第 25 条の 7 の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法人にあっては、役員の氏名

三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　第 25 条の 7 の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に様式第 10 による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一　前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

二　前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

（廃止等の届出）

第３５条　法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は体止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

（事業の運営の基準）

第３６条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること

ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること

六　施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲

げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

イ　施主の氏名又は名称

ロ　施行の場所

ハ　施行完了年月日

二　給水装置工事主任技術者の氏名

ホ　竣工図

ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト　法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

第３節　指定試験機関

第３７条　（指定試験機関の指定の申請）（略）

第３８条　（指定試験機関の名称等の変更の届出）（略）

第３９条　（役員の選任又は解任の認可の申請）（略）

第４０条　（試験委員の要件）（略）

第４１条　（試験委員の選任又は変更の届出）（略）

第４２条　（試験事務規程の認可の申請）（略）

第４３条　（試験事務規程の記載事項）（略）

第４４条　（事業計画及び収支予算の認可の申請）（略）

第４５条　（帳簿）（略）

第４６条　（試験結果の報告）（略）

第４７条　（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）（略）

第４８条　（試験事務の引継ぎ等）（略）

第２章　水道用水供給事業

第４９条　（認可申請書の添附書類等）（略）

第５０条　（事業計画書の記載事項）（略）

第５１条　（変更認可申請書の添附書類等）（略）

第５１条の２から５まで　（略）

第５２条　（準用）（略）

第３章　専用水道

第５３条　（確認申請書の添附書類等）（略）

第５４条　（準用）（略）

第４章　簡易専用水道

（管理基準）

第５５条　法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

二　水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三　給水栓における水の色濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第５６条　法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

２　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第５６条の２から８まで（略）

第５章　雑則

第５７条　（証明書の様式）（略）

附則（昭和32年12年14日厚生省令第45号）から

附則（平成6年12月14日厚生省令第77号）まで（略）

附則（平成8年12月20日厚生省令第69号）

（施行期日）

第１条　この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）の一部の施行の日（平成9年4月1日）から施行する。

（経過措置）

第２条　地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、厚生大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。

２　（略）

附則（平成9年8月11日厚生省令第59号）

（施工期日）

第1条　この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号。以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成10年4月1日）から施行する。

（旧指定給水装置工事事業者に関する経過措置）

第2条　改正法附則第2条第2項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を受けた者とみなされたものについて、この省令による改正後の水道法施行規則第36条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は地方公共団体の水道条例若しくはこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置工事技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者（以下「給水装置工事責任技術者等」という。）と、同条第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は給水装置工事責任技術者等」とする。

附則（平成10年3月27日厚生省令第34号）から

附則（平成20年12月22日厚生労働省令第175号）まで(略)

◎水質基準に関する省令（抄）

水道法第４条第２項の規定に基づく水質基準に関する省令

平成 15 年　5 月 30 日厚生労働省令第 101 号

一部改正　平成 22 年　2 月 17 日厚生労働省令第　18 号

平成 27 年 4 月 1 日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
１０	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること。
１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
１２	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
１３	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
１４	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
１５	１，４―ジオキサン	0.05ｍg/L以下であること。
１６	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
１７	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
１８	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
１９	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。
２０	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
２１	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
２２	クロロ酢酸	0.0mlg/L以下であること。
２３	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。

２４	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
２５	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
２６	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
２７	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
２８	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
２９	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
３０	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。
３１	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
３２	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
３３	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。

３４	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
３５	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
３６	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
３７	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
３８	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
４０	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
４１	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
４２	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。注1)
４３	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン－2－オール (別名2－メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。注1)
４４	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
４５	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
４６	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 注2)	3mg/L以下であること。注2)
４７	pH 値	5.8以上8.6以下であること。
４８	味	異常でないこと。

４９	臭　　気	異常でないこと。
５０	色　　度	5度以下であること。
５１	濁　　度	2度以下であること。

注 1)この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表 42 の項及び 43 の項に掲げる基準については、平成 19 年 3 月 31 日までの間は、これらの項中「0.00001mg/L」とあるのは「0.00002mg/L」とする。

注 2) 平成 17 年 3 月 31 日までの間は、表 45 の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成　9年3月19日　厚生省令第14号

一部改正　平成22年2月17日　厚生労働省令第18号

平成22年4月1日施行

（耐圧に関する基準）

第１条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一　給水装置（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二　貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具（次号に規定する部分を除く、）は、耐圧性能試験により0.3MPaの静水圧を１分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

三　前号の給水用具のうち1缶2水路型貯湯湯沸器（1つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

四　0リング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前3号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

２　給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

３　家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修繕を容易に行うことができるようにしなければならない。

（浸出等に関する基準）

第２条　飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その

他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2　給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。

3　給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。

4　鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

（水撃限界に関する基準）

第３条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2m毎秒又は当該給水用具内の動水圧0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第４条　酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2　漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第５条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当し　なければならない。

一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止

することができる適切な位置(二に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置)に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側から－54kPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3㎜を超えないこと。

ロ　逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ　逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1)減圧弁	当該減圧弁の設定圧力	
(2)当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3kPa及び1.5MPa	3kPa
(3)浴槽に直結し、かっ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5MPa	50kPa
(4)浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5MPa	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50kPaのいずれかの高い圧力

ニ　バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPa の圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75mm を超えないこと。

ホ　負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から－54kPa の圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の２分の１を超えないこと。

ヘ　水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から

－54kPa の圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二　吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ　呼び径が 25mm 以下のものにあっては、別表第２の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同

表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ　呼び径が 25 ㎜を超えるものにあっては、別表第 3 の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2　事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

（耐寒に関する基準）

第 6 条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により 10 万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 20 度±2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下 20 度±2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び前条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（耐久に関する基準）

第 7 条　弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び第 5 条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。

附則

第 1 条　この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 17 年 3 月 31 日までの間、この省令による改正後の別表第 1 有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは

「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「0.5mg/L」とあるのは「1.0mg/L」と、同項の下欄中「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

第３条　パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第１フェノール類の項中「0.0005mg/L」とあるのは「0.005mg/L」とする。

第４条　この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第２条第１項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第１

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L以下であること。	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/L以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/L以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下であること。	10mg/L以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/L以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/L以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/L以下であるこ	0.002mg/L以下であるこ

	と。	と。
１、４―ジオキサン	0.005mg/L以下であること。	0.05mg/L以下であること。
１、２―ジクロロエタン	0.0004mg/L以下であること。	0.004mg/L以下であること。
シス－１、２－ジクロロエチレン及びトランス－１、２－ジクロロエチレン	0.004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
トリクロロエチレン	0.003mg/L以下であること。	0.03mg/L以下であること。
ベンゼン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下であること。	0.08mg/L以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/L以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/L以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/L以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/L以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/L以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
塩化物イオン	20mg/L以下であること。	200mg/L以下であること。
蒸発残留物	50mg/L以下であること。	500mg/L以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	0.2mg/L以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/L以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/L以下であること。	3mg/L以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0,2度以下であること。	2度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/以下であること。	0.01mg/L以下であること。

アミン類	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L以下であること。	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L以下であること。
２、４―トルエンジアミン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
２、６―トルエンジアミン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
スチレン	0.002mg/L以下であること	0.002mg/L以下であること。
１、２―ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
１、３―ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
備考主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。		

別表第２

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の中心までの垂直距離
１３㎜以下のもの	２５㎜以上	２５㎜以上
１３㎜を超え２０㎜以下のもの	４０㎜以上	４０㎜以上
２０㎜を超え２５㎜以下のもの	５０㎜以上	５０㎜以上

備　考

１　浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25mm」とあり、又は「40㎜」とあるのは、「50mm」とする。

２　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25mm」とあり、「40mm」とあり、又は「50mm」とあるのは、「200mm」とする。

別表第３

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>越流面から吐水口の最下端までの垂直距離</th></tr>
<tr><td colspan="3">近接壁の影響がない場合</td><td>(1.7×d＋5)mm以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">近接壁の影響がある場合</td><td>近接壁が一面の場合</td><td>壁からの離れが(3×D)mm以下のもの
壁からの離れが(3XD)mmを超え(5×D)mm以下のもの
壁からの離れが(5×D)mmを超えるもの</td><td>(3×d)mm以上
(2×d＋5)mm以上
(1.7×d＋5)mm以上</td></tr>
<tr><td>近接壁が二面の場合</td><td>壁からの離れが(4×D)mm以下のもの
壁からの離れが(4×D)mmを超え(6×D)mm以下のもの
壁からの離れが(6×D)mmを超え(7×D)mm以下のもの
壁からの離れが(7×D)mmを超えるもの</td><td>(3.5×d)mm以上
(3×d)mm以上
(2×d＋5)mm以上
(1.7×d＋5)mm以上</td></tr>
</table>

備　考

1　D：吐水口の内径（単位mm）

　d：有効開口の内径（単位mm）

2　吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。

3　越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

4　浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50mm 未満の場合にあっては、当該距離は 50 mm以上とする。

5　プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴う洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200mm 未満の場合にあっては、当該距離は 200 mm以上とする。

○流山市水道事業給水条例

平成10年３月30日条例第15号

改正　平成12年３月27日条例第２号

平成12年10月２日条例第20号

平成12年12月22日条例第21号

平成13年３月23日条例第18号

平成14年12月18日条例第31号

平成16年３月26日条例第６号

平成24年６月29日条例第23号

平成24年12月21日条例第39号

平成25年12月20日条例第42号

平成26年12月22日条例第42号

平成27年３月25日条例第16号

平成29年３月24日条例第７号

令和元年７月19日条例第３号

令和元年12月25日条例第20号

流山市水道事業給水条例

流山市水道事業給水条例（昭和48年流山市条例第20号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第５条―第11条）

第３章　給水（第12条―第21条）

第４章　料金、手数料及び給水申込納付金（第22条―第33条）

第５章　管理（第34条―第39条）

第６章　貯水槽水道（第40条・第41条）

第７章　補則（第42条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、流山市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持することに関し必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第２条　水道事業の給水区域は、流山市の区域（前ヶ崎の一部を除く。）及び松戸市根木内の一部の区域とする。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は次の３種とする。

（１）　専用給水装置　１戸又は１箇所で専用するもの

（２）　共用給水装置　２戸又は２箇所以上で共用するもの

（３）　私設消火栓　消防用に使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第５条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（費用の負担）

第６条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（給水装置工事の施行）

第７条　給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定等）

第８条　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第９条　管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（１）　材料費

（２）　運搬費

（３）　労力費

（４）　道路復旧費

（５）　工事監督費

（６）　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用の額

（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納）

第10条　管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認める工事については、この限りでない。

２　前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

（給水装置の変更等の工事）

第11条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第３章　給水

（給水の原則）

第12条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

２　管理者は、前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のために損害を生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

（給水の申込み）

第13条　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に給水を申し込み、その承認を受けるものとする。

（給水装置の所有者の代理人）

第14条　給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、その所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第15条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

（１）　給水装置を共有する者

（２）　給水装置を共用する者

（３）　その他管理者が必要と認めた者

２　管理者は、前項の規定により選任された管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

（水道メーターの設置）

第16条　管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

２　管理者は、使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

３　前２項に規定するメーターの設置の位置は、管理者が定める。

（メーターの保管等）

第17条　管理者は、メーターを水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　前項の規定による保管者は、メーターを適切に管理しなければならない。

３　第１項の規定による保管者は、前項の規定による管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀(き)損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第18条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

（１）　水道の使用をやめるとき。

（２）　私設消火栓を消防演習に使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（１）　水道の使用者の氏名又は住所を変更したとき。

（２）　給水装置の所有者に変更があったとき。

（３）　消防用として水道を使用したとき。

（４）　管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第19条　私設消火栓を消防又は消防演習の用に供する場合のほか、使用してはならない。

２　私設消火栓を消防演習の用に供するときは、管理者が指定する職員の立会いを受けなければならない。

（給水装置の管理義務）

第20条　水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を適切に管理し、これに異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項の規定により修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

３　第１項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第21条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第４章　料金、手数料及び給水申込納付金

（料金の納付義務）

第22条　水道の使用者は、管理者に料金を納付しなければならない。

２　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第23条　料金は、別表第１に定める基本料金と従量料金との合計額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（料金の算定）

第24条　管理者は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前月分の料金を算定するものとする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、メーターの点検を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前２月分の料金を算定することができる。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、１月分の使用水量に１立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

２　前項の規定による点検について、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

３　使用水量に１立方メートル未満の端数があるときは、その端数は次回のメーターの点検による使用水量に繰り越して計算する。

（料金の算定方法の特例）

第25条　前２条の規定にかかわらず、水道の使用を開始した日から最初のメーターの点検の日まで又は最後のメーターの点検の日から水道の使用をやめた日までの間については、次の各号に掲げる区分に従い、別表第１に定める基本料金に、それぞれに定める率を乗じて得た額を基本料金とする。

（１）　給水管の口径が25ミリメートルまでの場合

ア　毎月点検

（ア）　使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本料金水量の２分の１を超えないとき　100分の50

（イ）　使用日数が15日を超え、又は使用水量が基本料金水量の２分の１を超えるとき　100分の100

イ　隔月点検

（ア）　使用日数が30日を超え45日を超えず、かつ、使用水量が基本料金水量の２分の３を超えないとき　100分の150

（イ）　使用日数が45日を超え、又は使用水量が基本料金水量の２分の３を超えるとき　100分の200

（２）　給水管の口径が25ミリメートルを超える場合

ア　毎月点検

（ア）　使用日数が15日を超えないとき　100分の50

（イ）　使用日数が15日を超え30日を超えないとき　100分の100

イ　隔月点検

（ア）　使用日数が30日を超え45日を超えないとき　100分の150

（イ）　使用日数が45日を超え60日を超えないとき　100分の200

２　管理者は、給水を受ける者が、給水を受けることをやめた場合においても、第18条第１項第１号の規定による届出をしない間は、料金を徴収するものとする。

第25条の２　月の中途において、給水管の口径に変更があった場合は、その使用日数の多い方の料金を適用する。ただし、それぞれ使用した日数が等しいときは、小さい口径によるものとする。

（特別給水契約）

第25条の３　管理者は、１月当たりの使用水量が、管理者が別に定める一定量を超える使用者と１月当たりの基準水量を定める給水契約（以下この条において「特別給水契約」という。）を締結することができる。

２　特別給水契約を締結した場合においては、第23条の規定にかかわらず、前項の基準水量を超える使用水量に係る各月の従量料金は、１立方メートル当たり220円とする。

３　特別給水契約を締結した場合においては、１月分の使用水量が第１項の基準水量に達しない場合においても同項の基準水量を当該月の使用水量とみなし、第24条第１項及び第25条第１項の規定を適用する。

４　前３項に定めるもののほか、特別給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

（使用水量の認定）

第26条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

（１）　メーターに異状があったとき。

（２）　使用水量が不明のとき。

（３）　その他管理者が必要があると認めるとき。

（使用開始の認定）

第27条　第13条の規定による申込みをしないで水道を使用している者は、前使用者に引き続いて使用しているものとみなす。

（臨時使用の場合の概算料金の予納）

第28条　工事その他の理由により臨時に水道を使用する者は、給水の申込みの際、管理者が定める３月分以内の概算料金（使用予定水量に相当する料金）を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定により水道を使用する者が、水道の使用をやめた場合において、同項の規定により納付された概算料金と第23条の規定による料金の間に差額があるときは、管理者はその差額を精算するものとする。

（料金の徴収方法）

第29条　料金は、納入通知書、集金その他の管理者が別に定める手段により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、２月分を一括して徴収することができる。

２　第25条の規定による最後のメーター点検の日から給水を受けることをやめた日までの間の料金は、その都度徴収する。

第30条　削除

（手数料）

第31条　手数料は、別表第２に定めるところにより、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後、徴収することができる。

２　既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（給水申込納付金）

第32条　給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）をしようとする者（第28条第１項に規定する使用者を除く。）

は、管理者に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。

2　給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、かつ、新規に給水装置を設置する場合の納付金の額は、廃止する給水装置に係る納付金の額と新設する給水装置に係る納付金の額との差額とする。

3　納付金の額は、別表第３に定める額とする。

4　第16条第２項の規定により受水槽以下の装置にメーターを設置する場合において、納付金を算出するときは、受水槽に給水するための装置に設置するメーターを除いて算出するものとする。

5　納付金は、給水装置の新設等の申込みの際徴収する。

6　既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（料金等の減免）

第33条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する料金、手数料及び納付金について、その全部又は一部を免除することができる。

第５章　管理

（給水装置の検査等）

第34条　管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第35条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又は

その者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第36条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（１）　水道使用者等が、第６条の給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用、第20条第２項の修繕に要する費用、第23条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

（２）　水道使用者等が、正当な理由がなく、第24条第１項の規定による使用水量の計量若しくは第34条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

（３）　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第37条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

（１）　給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。

（２）　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

（過料）

第38条　次の各号の一に該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第５条の承認を受けないで給水装置の新設等をした者

（２）　正当な理由がなくて、第16条第１項及び同条第２項の規定によるメーターの設置、第24条第１項の規定による使用水量の計量、第34条の規定による給水装置の検査又は第36条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

（３）　第19条第１項の規定に違反して私設消火栓を消防若しくはその演習以外の用に供し、又は同条第２項の規定に違反して職員の立会いを受けないで私設消火

栓を使用した者

（４）　第20条第１項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

（５）　第23条の規定による料金、第31条第１項の規定による手数料、又は第32条の規定による納付金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

（料金等を免れた者に対する過料）

第39条　詐欺その他不正の行為により、料金、手数料、又は納付金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第40条　管理者は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第41条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第７章　補則

（委任）

第42条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の流山市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれ改正後の流山市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　この条例の施行前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月27日条例第２号）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（過料に係る経過措置）

2　この条例の施行の日前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附　則（平成12年10月２日条例第20号）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年10月31日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例の施行の日以前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附　則（平成12年12月22日条例第21号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年３月23日条例第18号）

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年12月18日条例第31号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月26日条例第６号）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月29日条例第23号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年９月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。

3　料金の算定の対象とする月（以下「料金算定対象月」という。）が平成24年８月及び同年９月の２月分であるときは、改正後の条例第24条第１項中「いずれか一方の月」とあるのは「平成24年９月」とする。

4　料金算定対象月が平成24年８月及び同年９月の２月分である場合（水道の使用を同年９月末までにやめた場合に限る。）における各月の基本料金（給水管の口径が25ミリメートルまでの場合に限る。）は、改正後の条例第25条第１項第１号イの規定にかかわらず、同号アの規定を適用して算定する。この場合において、同号ア中「使用日数」とあるのは「使用日数（料金算定対象月の各月分として当該各月に含まれる使用日数をいう。以下同じ。）」と、「使用水量」とあるのは「各月の使用水量（料金算定対象月の分として点検した使用水量を各月の使用日数により按分して算出した水量（平成24年８月分の水量に１立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた水量を同月分の水量とし、当該端数と同量の水量を同年９月分の水量に加えた水量を同月分の水量とする。）」と読み替えるものとする。

附　則（平成24年12月21日条例第39号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月20日条例第42号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（流山市水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置）

14　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例第23条及び別表第１の規定は、平成26年６月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料

金については、なお従前の例による。

15　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例別表第３の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金については、なお従前の例による。

附　則（平成26年12月22日条例第42号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（施行日前における処分等に関する経過措置）

17　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第６項、第９項から第11項まで、第13項及び第14項の規定による改正前の各条例の規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後において上下水道事業管理者（以下この項において「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るもの並びに附則第５項、第11項から第14項までの規定による改正前の各条例の規定により水道事業管理者が行った処分その他の行為又は水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後において管理者が処理することとなる事務に係るものは、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附　則（平成27年３月25日条例第16号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第35条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。

3　料金の算定の対象とする月が平成27年３月及び同年４月の２月分であるときは、改正後の条例第24条第１項中「いずれか一方の月」とあるのは「平成27年４月」

とする。

4　改正後の条例第24条第２項の規定により、施行日以後の定例日以外にメーターの点検を行った場合における当該メーターの点検により計測した使用水量に係る料金の算定については、管理者が別に定める。

附　則（平成29年３月24日条例第７号）

（施行期日）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例第25条の３の規定は、平成29年６月の検針分の使用水量に係る料金の算定から適用し、同月前の検針分の使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

附　則（令和元年７月19日条例第３号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（流山市水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置）

28　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第25条の３第２項及び別表第１の規定は、令和元年12月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

29　改正後の条例別表第３の規定は、施行日以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る納付金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月25日条例第20号）

（施行期日等）

1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第35条第１項の改正規定は、公布の日から施行し、令和元年10月１日から適用する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の流山市水道事業給水条例別表第２の規定（指定給水装置工事事業者更新手数料に係る規定を除く。）は、令和２年４月１日以後の給水装置の新設等の申込みに係る手数料について適用し、同日前の給水装置の新設等の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第１（第23条関係）

一般用（１月分）

<table>
<tr><th rowspan="2">給水管の口径</th><th colspan="2">基本料金</th><th rowspan="2">従量料金</th></tr>
<tr><th>基本料金水量</th><th>料金</th></tr>
<tr><td>13ミリメートル</td><td rowspan="3">使用水量５立方メートルまで</td><td>1,056.00円</td><td rowspan="3">使用水量５立方メートルを超え10立方メートルまでの１立方メートルについて
15.40円
使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの１立方メートルについて
154.00円
使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでの１立方メートルについて
220.00円
使用水量50立方メートルを超える１立方メートルについて
341.00円</td></tr>
<tr><td>20ミリメートル</td><td>1,463.00円</td></tr>
<tr><td>25ミリメートル</td><td>1,804.00円</td></tr>
<tr><td>40ミリメートル</td><td colspan="2">5,065.50円</td><td>使用水量１立方メートルから20立方メートルまでの１立方メートルについて
154.00円</td></tr>
</table>

		使用水量20立方メートルを超え50立方メートルまでの１立方メートルについて 220.00円
50ミリメートル	8,607.50円	使用水量50立方メートルを超える１立方メートルについて 341.00円
75ミリメートル	18,711.00円	
その他のもの	管理者が別に定める額	

臨時用（１月分）

給水管の口径	基本料金	従量料金
13ミリメートル	1,056.00円	使用水量１立方メートルについて 495.00円
20ミリメートル	1,463.00円	
25ミリメートル	1,804.00円	
40ミリメートル	5,065.50円	
50ミリメートル	8,607.50円	
75ミリメートル	18,711.00円	
その他のもの	管理者が別に定める額	

別表第２（第31条関係）

区分	手数料
設計審査手数料	１件　3,500円
工事検査手数料	１件　2,000円
消防演習立会手数料	１件　400円。ただし、勤務時間外の立会いの場合は５割増とする。
指定給水装置工事事業者登録手数料	１件　30,000円
指定給水装置工事事業者更新手数料	１件　10,000円
各種証明手数料	１件　200円

別表第３（第32条関係）

使用する給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	132,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	484,000円
40ミリメートル	1,485,000円
50ミリメートル	2,200,000円
75ミリメートル	5,500,000円
その他のもの	管理者が定める額

○流山市水道事業給水条例施行規程

平成10年３月30日水道局告示第１号

改正　平成11年３月31日水道事業管理規程第２号

平成14年10月１日水道事業管理規程第８号

平成15年３月31日水道事業管理規程第１号

平成16年３月31日水道事業管理規程第１号

平成17年３月31日水道事業管理規程第９号

平成18年１月23日水道事業管理規程第２号

平成18年６月30日水道事業管理規程第７号

平成20年４月１日水道事業管理規程第１号

平成24年３月16日水道事業管理規程第１号

平成24年６月27日水道事業管理規程第５号

平成25年２月25日水道事業管理規程第１号

平成25年12月25日水道事業管理規程第７号

平成27年４月１日上下水道事業管理規程第３号

令和元年５月10日上下水道事業管理規程第３号

令和元年９月30日上下水道事業管理規程第６号

令和元年12月25日上下水道事業管理規程第８号

令和２年３月18日上下水道事業管理規程第１号

令和３年10月１日上下水道事業管理規程第４号

令和４年１月４日上下水道事業管理規程第１号

流山市水道事業給水条例施行規程

流山市水道事業給水条例施行規則（平成５年水道事業管理規程第４号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第２条―第15条）

第３章　給水（第16条―第23条）

第４章　料金、手数料及び給水申込納付金等（第23条の２―第28条）
第５章　管理（第29条・第30条）
第６章　貯水槽水道（第31条）
第７章　補則（第32条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第２条　条例第５条の規定による給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、給水装置工事承認申込書（別記第１号様式）を管理者に提出するものとする。

（給水装置工事の申込み）

第３条　条例第７条第１項の規定による給水装置工事の施行について、これを管理者に申込みをするときは、前条の規定により提出した給水装置工事承認申込書の写しを添えて申し込むものとする。

（設計審査及び工事検査）

第４条　条例第７条第２項の規定による設計審査及び工事検査を受けようとするときは、第２条の規定により提出した給水装置工事承認申込書の写しを添えて申し込むものとする。

（同意書等の提出）

第５条　条例第７条第３項の規定により給水装置の新設等の申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める同意書を提出するものとする。

（１）　他人の給水装置から分岐しようとするとき　当該給水装置所有者の同意書

（２）　他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするとき　当該土地又は構築物の所有者の同意書

（３）　前２号の規定による書類の提出ができない等特別な理由があるとき　給水装置の新設等の申込者の誓約書又は利害関係人の同意書

（給水装置の新設等の変更）

第６条　給水装置の新設等の申込者が、その申込みを変更し、中止し、又は申込みを取り消そうとするときは、給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書（別記第２号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事費の算出基礎）

第７条　条例第９条第１項各号に規定する工事費の算出は、次の各号の費用について、当該各号に掲げる内容とする。

（１）　材料費　管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額

（２）　運搬費　貨物自動車で運搬した場合は、その実費

（３）　労力費　管理者が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額

（４）　道路復旧費　道路管理者が別に定めるところによる。

（５）　工事監督費　１件につき1,365円とする。

（６）　間接経費　材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（工事費の分割払い、猶予等）

第８条　条例第10条第１項ただし書に定める工事は、次に掲げる工事とし、その者に係る給水装置工事の工事費の予納については、分割払いとし、又は猶予等をすることができる。

（１）　生活保護を受けている者が行う工事

（２）　生活困窮の度合いが生活保護を受けている者と同程度であると管理者が認める者が行う工事

２　前項の分割払いとし、又は猶予等をする期間は、納入通知書発行後６月以内とする。

３　分割払い又は猶予等を受けようとする者は、世帯員の状況、資産内容、年間所得額、分割納入回数又は猶予月数及び分割払い又は猶予等を受けようとする理由を具体的に記載した申請書を管理者に提出しなければならない。この場合の申請

書の様式は、管理者が別に定める。

４　管理者は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

（工事費の精算）

第９条　条例第10条第２項に規定する工事費の概算額を精算するときは、給水装置工事設計及び精算書（別記第３号様式）によるものとする。

（給水装置工事の申込み取消し）

第10条　給水装置工事の申込者に対し、給水装置工事の工事費の概算額の予納について通知した日から１月を経過し、かつ、催告を発しても納入がないときは、その給水装置工事の申込みは、取り消しされたものとみなす。

（給水装置の構造及び付属用具）

第11条　給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用具をもって構成する。

２　給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

（給水装置使用材料の確認）

第12条　管理者は、条例第７条第２項に定める設計審査及び工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査及び検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第６条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

２　管理者は、前項の規定により管理者が求める証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

（受水槽の設置）

第13条　口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する個所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する個所、その他必要があると認めた個所には、受水槽を設置しなければならない。この場合における給水装置の範囲は受水槽の入水口までとする。

（給水管の埋設の深さ）

第14条　給水管の深さは、次の各号に掲げる場所について、当該各号に定める深さ

とするものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（１）　公道の車道内　80センチメートル以上

（２）　公道の歩道内　80センチメートル以上

（３）　私道内　60センチメートル以上

（４）　宅地内　30センチメートル以上

（給水管及び給水用具の指定）

第15条　条例第８条第１項で指定する給水管及び給水用具は、別表第１に定める材料を使用しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認める場合は、前項に定める材料以外の材料を使用することができる。

第３章　給水

（メーターの設置基準）

第16条　条例第16条第１項に規定するメーターは、１建築物に１個とする。ただし、当該建築物が構造上２以上の部分に区分されており、独立して住宅、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

（メーターの設置位置等）

第17条　メーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

（１）　原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（２）　原則として配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（３）　メーターの点検及び取替作業が容易にできる場所

（４）　メーターの損傷、凍結等のおそれがない場所

（５）　メーターボックス又はメーター室内

（６）　集合住宅などで建物内にメーターを設置する場合は、防寒対策、取替作業スペース確保等の配慮

（標識の掲示義務）

第18条　給水装置の使用者は、管理者が交付する標識（別記第４号様式）を門戸その他見やすい場所に掲示しなければならない。

（受水槽以下の装置）

第19条　条例第16条第２項に規定する使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（１）　受水槽以下の装置が２戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

（２）　受水槽以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。

２　受水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　前項第１号に該当し、共用給水装置に係る部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

（２）　前項第２号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア　住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が２戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ　非住宅部分については、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

３　前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めるときは、当該部分にメーターを設置することができる。

４　メーターを設置する受水槽以下の装置は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

（１）　汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

（２）　使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

（３）　メーター設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

５　受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めるときは、これを提出しなければならない。

６　メーターは、条例第７条第１項の規定により管理者又は管理者が指定する者が工事を施行した受水槽以下の装置でなければこれを設置しない。

７　受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

（給水の申込み）

第20条　条例第13条の規定により水道を使用しようとする者は、水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（別記第５号様式その１）を管理者に提出しなければならない。

（メーターの損害弁償）

第21条　条例第17条第３項の規定によりメーターの損害額の弁償をさせようとするときは、当該メーターの残存価格を考慮してその額を定めるものとする。

（水道の使用中止、変更等）

第22条　条例第18条の規定による届出は、次の各号に定める場合について、当該各号に定める申込書又は届出書により行うものとする。

（１）　水道の使用を中止若しくは廃止しようとするときは又は名義を変更したとき水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（別記第５号様式その１）

（２）　管理人又はその住所に変更があったとき　管理人等変更届（別記第５号様式その２）

（３）　私設消火栓を消防演習に使用するとき又は消防用として水道を使用したとき　私設消火栓等使用（消防演習）届（別記第６号様式）

（給水装置及び水質の検査）

第23条　条例第21条第１項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（別記第７号様式）の提出をもって行う。

第４章　料金、手数料及び給水申込納付金等

（料金等の額）

第23条の２　条例別表第１の管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　100ミリメートル　34,760.00円

（２）　150ミリメートル　80,740.00円

２　条例別表第３の管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　100ミリメートル　12,650,000円

（２）　150ミリメートル　37,070,000円

（料金等の納期限）

第24条　料金、手数料及び給水納付金等の納期限は、指定期日のあるものを除き、その徴収方法の種類により、次の各号に定める場合について、当該各号に定める日とする。

（１）　納入通知書の方法による場合　当該通知書を発送した日から15日以内

（２）　口座振替の方法による場合　各金融機関の振替日

（料金等の徴収手段）

第25条　料金の徴収は、納入通知書（流山市上下水道料金等納入通知書兼領収書、別記第８号様式）、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定による指定をした者による納付の方法によるものとする。

２　手数料、給水申込納付金及び工事費等の徴収は、納入通知書兼領収書（別記第９号様式及び第10号様式）によるものとする。

（過誤納による精算）

第26条　料金を徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

（メーターの点検）

第27条　条例第24条の規定によるメーターの点検は毎月又は隔月の定例日に行い、その計量した使用水量及び請求予定額等は水道使用水量等のお知らせ（別記第11号様式）により行う。

（料金等の督促）

第28条　管理者は、給水を受ける者が納期限までに料金、手数料及び給水申込納付金等を納付しないときは、納期限後20日以内に督促状を発送するものとし、督促状に記載された納期限までに納付しないときは、催告状を発送するものとする。

第５章　管理

（措置の指示）

第29条　条例第34条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（別記第12号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（給水停止の通知）

第30条　条例第36条の規定により、給水を停止する場合は、給水停止通知書（別記第13号様式又は第14号様式）によるものとする。

第６章　貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第31条　条例第41条第２項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア　水槽の掃除を毎年１回以上定期に行うこと。

イ　水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ　給水する人が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させ

る措置を講ずること。

（２） 前号の管理に関し、毎年１回以上定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第７章　補則

（補則）

第32条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、旧規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成11年３月31日水管規程第２号）

この管理規程は、平成11年７月１日から施行する。

附　則（平成14年10月１日水管規程第８号）

この管理規程は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成15年３月31日水管規程第１号）

この管理規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日水管規程第１号）

（施行期日）

１　この管理規程は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規程により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成17年３月31日水管規程第９号）

この管理規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年１月23日水管規程第２号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年６月30日水管規程第７号）

（施行期日）

１　この規程は、平成18年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成20年４月１日水管規程第１号）

この管理規程は、公示の日から施行する。

附　則（平成24年３月16日水管規程第１号）

（施行期日）

１　この管理規程は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成24年６月27日水管規程第５号）

この管理規程は、平成24年９月１日から施行する。

附　則（平成25年２月25日水管規程第１号）

この管理規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月25日水管規程第７号）

（施行期日）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の２第１項の規定は、平成26年６月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金については、なお従前の例による。

3　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23の２第２項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金については、なお従前の例による。

附　則（平成27年４月１日上下水管規程第３号）

（施行期日）

1　この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の日前に、改正前の各規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続き又は処分は、それぞれこの規程の施行後の各規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和元年５月10日上下水管規程第３号）

（施行期日）

この管理規程は、令和元年５月11日から施行する。

附　則（令和元年９月30日上下水管規程第６号）

（施行期日）

1　この管理規程は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の２第１項の規定は、令和元年12月以降の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金使用水量について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金については、なお従前の例による。

3　この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の２第２項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設等に係る納付金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年12月25日上下水管規程第８号）

（施行期日）

この管理規程は、公布の日から施行し、令和元年10月１日から適用する。

附　則（令和２年３月18日上下水管規程第１号）

（施行期日）

この管理規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月１日上下水管規程第４号）

（施行期日）

１　この管理規程は、令和３年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調整された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和４年１月４日上下水管規程第１号）

（施行期日）

１　この管理規程は、令和４年１月４日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第６条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２第６項の規定による指定を受けている者に対する改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第25条及び流山市下水道条例施行規程第16条の規定の適用については、令和５年３月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第１

施行場所	口径	指定材料名	備考
分岐場所	20ｍｍから50ｍｍまで	サドル付分水栓	
	75ｍｍ以上	不断水割Ｔ字管	
分岐場所～第１止水栓	20ｍｍから50ｍｍまで	ステンレス鋼管及び水道用ポリエチレン１種二層管	
	75ｍｍ以上	ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポ	

		リエチレン管	
第１止水栓	13ｍｍから50ｍｍまで	ボール式止水栓	
	75ｍｍ以上	ソフトシール仕切弁	
第１止水栓～第２止水栓	13ｍｍから50ｍｍまで	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	
	75ｍｍ以上	内外面塩化ビニールライニング鋼管又はダクタイル鋳鉄管	
第２止水栓	13ｍｍから25ｍｍまで	伸縮式逆止付ボール式止水栓	
	40ｍｍから50ｍｍまで	伸縮式ボール式止水栓	
	75ｍｍ以上	ソフトシール仕切弁	
第２止水栓～量水器	75ｍｍ以上	伸縮管	

注：上記以外の口径に係る指定材料については、管理者が別に定める。

別 記

第１号様式（第2条・第３条・第4条）

給水装置工事承認申込書

年　　月　　日

（宛先）

住　所
申込者　氏　名（ふりがな）　　印
電　話

私は、流山市水道事業給水条例及び流山市水道事業給水条例施行規程に同意し、次のとおり申込みます。

工事場所	流山市
検針コース：	申請者コード：

口径・工事区分							用途区分			
mm	新設	改造（口径変更なし）	改造（口径変更有り）	修繕	撤去	取出	専用住宅		併用住宅	
φ13							建売住宅		店　舗	
φ20							宅地造成		事務所	
φ25							分譲マンション			
φ							貸貸住宅			

申込者の誓約事項	1 設置した給水装置を使用する見込みがなくなったときは、自己の負担により撤去します。 2 この工事に関する利害関係人の同意は、すでに申込者が得ていますが、万一、利害関係人 その他の者から異議があっても、すべて申込者の責任において解決します。 3 設置した給水装置を他人に譲渡したときは、この誓約事項を譲受人に継承します。

委任状	私は、この給水装置工事に係る一切の事項を代理人に委任します。　年　月　日	
	（代理人） 住　所 指定給水装置 工事事業者 代表者	（委任者） 氏　名　　印

管理人選定届	私は、この給水装置の管理人を下記の者に選定します。	
	管理人	住　所 氏　名 電　話

指定登録番号 指定給水装置工事事業者 電話番号	第　　号 印	免状交付番号 給水装置工事主任技術者	第　　号 印
配水管種／口径	／φ　mm	給水管設置／管種／口径	□新設・□既設／　／φ　mm
市水利用	□全部・□一部	井戸併用 □有・□無	受水槽水源 □市水のみ・□井水等混合

給水対象	□新築・□既存　　階建	□計画給水人口　　人（受水槽設置時のみ記入）	
受水槽設置	□有 ・□無　（有効容量　　m³ 一日最大給水能力　　m³）		
工事用量水器コード（　　）	□有 ・□不要	料金支払者　氏名	
	住所	電話	

添付書類	占用許可申請書（□国道・□県道・□市道・□他市道・□水路）		□確約書（　　）
	建築確認通知書 第　　号 年　月　日	開発行為許可通知書 第　　号 年　月　日	□念　書（　　）
			□
			□

お客様番号	口径	量水器番号	検定期限	指針	設置月日	給式	備考
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		
	φ　mm		年　月	m³	月　日		

給式（給水方式）欄には略号を記入「①：直結直圧　②：直結増圧　③：受水槽」
＊備考欄には親メーター有の場合、親、子を明示する。

納付金等	給水申込納付金	円	円
	消費税等相当額	円	円
	設計審査手数料	円	円
	工事検査手数料	円	円
	合計	円	円

調定番号		
領収印		

備考

使　用　材　料　明　細　書			
品　　名	形　　寸	単　　位	数　　量

使用材料は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する基準に適合していることを確認しました。

給水装置工事主任技術者

氏名　　印

案　内　図

住宅地図Ｐ．

平 面 図 及 び 立 面 図（1／　　）

第２号様式（第６条）

給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書

年　　月　　日

（宛先）

申込者 住所
氏名　　㊞

次のとおり給水装置新設等変更（中止・取消）をしたいので、流山市水道事業給水条例施行規程第６条の規定により申込みます。

申込年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
工　事　種　別	新設・改造（口径変更なし）・改造（口径変更有り）・撤去・修繕
工　事　場　所	
工事施行者（代理人）	住所 氏名　　印 電話
変　更　の　要　点	

第３号様式（第９条）

給水装置工事設計及び精算書

申請者		工事場所	

設計書兼精算書

使用材料	形状寸法	単位	設計数量	精算数量	単価	設計金額	精算金額	使用材料	形状寸法	単位	設計数量	精算数量	単価	設計金額	精算金額
								小計							

項目	設計金額	精算金額
材料費		
運搬費		
労力費		
道路復旧費		
工事監督費		
間接経費		
小計		
うち消費税等相当額		
合計		

設計年月日	年　月　日
構造材質確認	
調定年月日	
納入確認	
着工年月日	
完了年月日	

第４号様式（第18条）

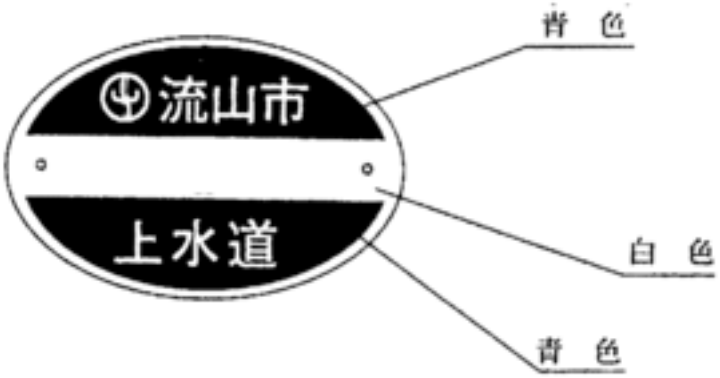

規格

形状	たまご型
寸法	長径60ミリメートル　短径42ミリメートル
材質	アルミニウム
地色	白色及び青色
字色	白色及び赤色（お客様番号）

第５号様式その１（第 20 条・第 22 条第１号）

水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（届）

上下水道局連絡
月　　日

年　　月　　日

（宛先）

申込（届出）人　住所……

氏名……

雷話……

中廃止	料　金　精　算
	現地・口座・郵送 年　　月　　日

開始	支払方法	口座予定・納付書

流山市水道事業給水条例の規定により次のとおり申込（届出）します。

お客様番号	検針コース番号	区　　分	実施年月日
	★	新設・既設	年　月　日
水栓所在地			

使用者	住　所	（方書）
	フリガナ	電話番号
	氏　名	
所有者	住　所	（方書）
	フリガナ	電話番号
	氏　名	
備　考		

量水器	用途	口径	メーター番号	検満年月	指針	下水道有無
	★	★ mm	★	★ 年 月	★ m^3	有・無

◎中止又は、名義変更のときは、下記欄も記入して下さい。

転居先（又は旧使用者）	住　所	（方書）
	フリガナ	電話番号
	氏　名	
旧所用者	住　所	（方書）
	フリガナ	電話番号
	氏　名	
変更年月日	年　月　日	変更理由

注　★印欄は、記入不要

第５号様式その２（第22条第２号）

管　理　人　等　変　更　届

年　　月　　日

（宛先）

届出者　住所
　　氏名　　㊞

次のとおり給水装置の管理人等を変更しましたので流山市水道事業給水条例第18条第２項第４号の規定により届け出ます。

給水装置の設置場所	
管理人の住所	
管理人の氏名	
管理人の電話番号	

第６号様式（第22条第３号）

私設消火栓等使用（消火栓演習）届

年　　月　　日

（宛先）

届出者　住所
　　氏名　　㊞

次のとおり私設消火栓を消防演習に使用したい（消火栓を消火に使用した）ので流山市水道事業給水条例第18条第１項第２号（第19条第２項）の規定により届け出ます。

消火栓設置場所	
消火栓番号	消火栓第　　号
工事場所	公設消火栓　　封かん　　メーター付き 私設消火栓　　封かん　　メーター付き
消火栓使用日時	年　月　日　時　分から　時　分まで
使用（予定）数量	消防車　　台　　約　　立方メートル
使用の内容	１　消防演習に使用するため。 ２　流山市　　番地　　方に 発生した火災を消火したため。

第７号様式（第23条）

給水装置・水質検査請求書

年　　月　　日

（宛先）

請求者 住所
氏名　　㊞

流山市水道事業給水条例第21条第１項の規定により、給水装置・水質の検査を請求します。

給水装置の場所	流山市
検査請求の理由（なるべく詳細に記入してください）	

（注）給水装置・水質について該当する箇所を○で囲んでください。

第８号様式（第 25 条第１項）

（その１）

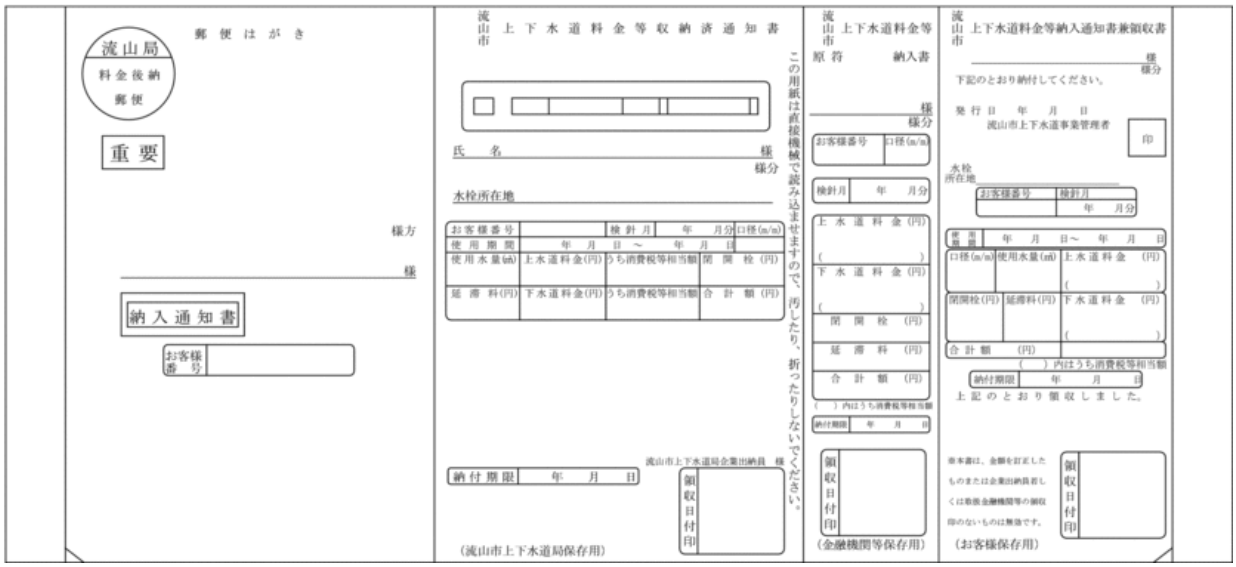

（その２）

流山市上下水道料金等納入済通知書

（所在地）　　様
様分

こしたのまり納すし付のな書でいは汚で直しく接ただ機りさ械折い。でり処曲理げ

口座名義人					
銀行名					
支店コード		区分		口座番号	
使用期間	年　月　日～　年　月　日				
お客様番号	検針月	口径	使用水量		
		(m／m)	(㎥)		
上水道料金	うち消費税等相当額	上水道料金計	下水道使用料	うち消費税等相当額	下水道使用料計
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
閉開栓（円）	延滞料（円）	合計（円）			

領収日付印	受付日付印
取扱店	取りまとめ店

（収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局）

流山市上下水道料金等領収書控

（所在地）
様
様分

口座名義人					
銀行名					
支店コード		区分		口座番号	
使用期間	年　月　日～　年　月　日				
お客様番号	検針月	口径	使用水量		
		(m／m)	(㎥)		
上水道料金	うち消費税等相当額	上水道料金計	下水道使用料	うち消費税等相当額	下水道使用料計
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
閉開栓(円)	延滞料(円)	合計			

取扱金融機関保管
（流山市上下水道局）

領収日付印

流山市上下水道料金等領収書

様分

口座名義人					
銀行名					
支店コード		区分		口座番号	
使用期間	年　月　日～　年　月　日				
お客様番号	検針月	口径	使用水量		
		(m／m)	(㎥)		
上水道料金	うち消費税等相当額	上水道料金計	下水道使用料	うち消費税等相当額	下水道使用料計
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
閉開栓（円）	延滞料（円）	合計（円）			

上記のとおり領収しました。

領収日付印

郵便はがき

様方
様

（その３）

納入通知書兼領収書
（臨時給水）

下記のとおり納付してください。
発行日　　年　　月　　日
納期限　　年　　月　　日
納付場所　流山市上下水道事業収納取扱金融機関

流山市上下水道事業管理者　印

下記のとおり領収しました。
流山市上下水道局企業出納員

流山市上下水道事業収納取扱金融機関

領収日付印

調定番号	住　所	氏　名	使用期間	量水器口径	使用水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合　計（消費税等相当額含む）
					㎥	円	円	円	円
						（内消費税等相当額）	（内消費税等相当額）		
						円	円		

領　収　書　控
（臨時給水）

受付店用

領収日付印

調定番号	住　所	氏　名	使用期間	量水器口径	使用水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合　計（消費税等相当額含む）
					㎥	円	円	円	円
						（内消費税等相当額）	（内消費税等相当額）		
						円	円		

流　山　市　上　下　水　道　局

納　入　済　通　知　書
（臨時給水）

出納取扱金融機関日付印	領収日付印

調定番号	住　所	氏　名	使用期間	量水器口径	使用水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合　計（消費税等相当額含む）
					㎥	円	円	円	円
						（内消費税等相当額）	（内消費税等相当額）		
						円	円		

（収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局）

第９号様式（第25条第２項）

納入通知書兼領収書

年　　月分

下記のとおり納付してください。
発行日　　年　　月　　日
納期限　　年　　月　　日
納付場所　流山市上下水道事業収納取扱金融機関
流山市上下水道事業管理者　㊞

下記のとおり領収しました。
流山市上下水道局企業出納員
流山市上下水道事業収納取扱金融機関

領収日付印

調定番号	住所	氏名	給水申込納付金	手数料			道路復旧費	合計（うち消費税等相当額含む）
				設計審査	材料確認	工事検査		
			円	円	円	円	円	円
			うち消費税等相当額					
			円					

領収書控

年　　月分

受付店用

領収日付印

調定番号	住所	氏名	給水申込納付金	手数料			道路復旧費	合計（うち消費税等相当額含む）
				設計審査	材料確認	工事検査		
			円	円	円	円	円	円
			うち消費税等相当額					
			円					

流山市上下水道局

納入済通知書

年　　月分

出納取扱金融機関日付印	領収日付印

調定番号	住所	氏名	給水申込納付金	手数料			道路復旧費	合計（うち消費税等相当額含む）
				設計審査	材料確認	工事検査		
			円	円	円	円	円	円
			うち消費税等相当額					
			円					

（収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局）

第１０号様式（第２５条第２項）

年度　納入通知書

納入通知書兼領収書

住所

氏名　　様

金額　円　（内消費税額　　円）

（単位　円）

科目名称	金額	消費税額	調定番号

摘要

納入期限　　年　　月　　日

お客様へ

納付場所

※領収書は、5年間保存してください。

上記のとおり納入してください。

※金額を訂正したもの、領収印のないものは無効です。

左記の金額を領収しました。

（千葉県・流山市）

（納入者用）

領収日付印

流山市上下水道事業

流山市上下水道事業管理者

年度　納入通知書

納入済通知書

住所

氏名　　様

金額　　円（内消費税額　　円）

（単位　円）

科目名称	金額	消費税額	調定番号

摘要

納入期限　　年　　月　　日

上記の金額を収納したので通知します。

領収日付印

（千葉県・流山市）

取扱金融機関→千葉銀行流山支店→流山市上下水道局

年度　納入通知書

納入済通知書控

住所

氏名　　様

金額　　円（内消費税額　　円）

（単位　円）

科目名称	金額	消費税額

摘要

納入期限　　年　　月　　日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

（千葉県・流山市）

（取扱金融機関保管）

第 11 号様式（第 27 条）

（その１）

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

お客様番号	使用期間		
	検針順路	ﾒｰﾀｰ番号	口径

使用者名

使用場所

請求予定金額	円	（内消費税相当額） （　　円）
上水道料金	円	（　　円）
下水道使用料	円	（　　円）

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧ﾒｰﾀｰ使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　検針員

流山市上下水道局お客様センター

〒　流山市おおたかの森西一丁目19番地　受託会社

ＴＥＬ

上下水道料金等口座振替済のお知らせ

下記の上下水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。

検針年月	
振替年月日	
上水道使用水量 上水道料金 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）
閉開栓手数料	円
下水道使用水量 下水道使用料 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）
振替金額	円

通信欄

（その２）

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

お客様番号	使用期間		
	検針順路	ﾒｰﾀｰ番号	口径
使用者名 使用場所			

請求予定金額	円	（内消費税相当額） （　　円）
上水道料金	円	（　　円）
下水道使用料	円	（　　円）

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧ﾒｰﾀｰ使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　検針員

流山市上下水道局お客様センター

〒　流山市おおたかの森西一丁目19番地　受託会社

ＴＥＬ

上下水道料金等口座振替済のお知らせ

下記の上下水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。

検針年月		
振替年月日		
上水道使用水量 上水道料金 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）	㎥ 円 （　　円）
閉開栓手数料	円	円
下水道使用水量 下水道使用料 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）	㎥ 円 （　　円）
振替金額	円	円

通信欄

（その３）

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

お客様番号	使用期間		
	検針順路	ﾒｰﾀｰ番号	口径
使用者名 使用場所			

請求予定金額	円	（内消費税相当額） （　　円）
上水道料金	円	（　　円）
下水道使用料	円	（　　円）

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧ﾒｰﾀｰ使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　検針員

流山市上下水道局お客様センター

〒　流山市おおたかの森西一丁目19番地　受託会社

ＴＥＬ

上下水道料金等口座振替済のお知らせ

【再振分】

下記の上下水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。

検針年月	
振替年月日	
上水道使用水量 上水道料金 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）
閉開栓手数料	円
下水道使用水量 下水道使用料 （内消費税相当額）	㎥ 円 （　　円）
振替金額	円

通信欄

（その４）

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

お客様番号	使用期間		
	検針順路	ﾒｰﾀｰ番号	口径
使用者名 使用場所			

請求予定金額	円	（内消費税相当額） （　　円）
上水道料金	円	（　　円）
下水道使用料	円	（　　円）

今回指針	㎥	前回水量	㎥
前回指針	㎥	前年同月水量	㎥
旧ﾒｰﾀｰ使用水量	㎥	下水道認定使用水量	㎥
上水道使用水量	㎥	下水道使用水量	㎥

検針通信欄

■お問い合わせ先　　検針員

流山市上下水道局お客様センター

〒　流山市おおたかの森西一丁目19番地　受託会社

ＴＥＬ

水道料金のお支払は便利な口座振替で

◎申し込み方法

水道使用水量等のお知らせと預金通帳と通帳届出印を持参の上、下記金融機関でお申し込みください。

◎振替日

検針月の翌月の８日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）になります。

残高不足で振替できなかった場合は、その翌月の８日に再振替します。

口座振替取扱金融機関（各本支店）

【銀行等】

通信欄

第 12 号様式（第 29 条）

給水装置の管理義務違反に関する指示書

流山市上下水道局達第　　号

年　　月　　日

様

流山市上下水道事業管理者

印

流山市水道事業給水条例第34条の規定に基づき、次のとおり指示します。

給水装置の場所	流山市
措置指示事項	

第13号様式（第30条）

給　水　停　止　通　知　書

流山市上下水道局達第　　号

年　　月　　日

様

流山市上下水道事業管理者

印

流山市水道事業給水条例第36条第１項第　号の規定により、下記の理由が解消するまで給水を停止します。

記

給水装置の設置場所	流山市
お　客　様　番　号	
給水装置の種類	専用給水装置　　共用給水装置　　私設消火栓
停　止　の　理　由	

第 14 号様式（第 30 条）

様

お客様番号	

流山市上下水道局お客様センター

（受託会社　　）

〒

流山市おおたかの森西一丁目19番地

電話

営業時間　月～土曜日　午前８時30分～午後５時20分

ただし、日曜、祝日及び12月30日～１月３日を除く。

整理番号

給水停止通知書

年　月　日

流山市上下水道事業管理者㊞

水栓所在地

様

お客様の上下水道料金等については督促、給水停止予告書をもって納付方お願いして参りましたが、いまだに納入されておりません。誠に不本意ながら、本日給水条例第36条に基づき給水の停止を執行しました。

なお、料金等が滞納中は、給水の栓を開けることができませんのでご了承ください。

□再度御利用になるときは、営業時間内に、下記金額を直接上下水道局お客様センターにお持ちください。

□金融機関での入金は、納期期限外につき取扱しておりません。

お客様番号		口径	
道順番号		メーター番号	

対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額
合　計				

※この金額には、消費税相当額が含まれています。

整理番号

給水停止通知書（控）

住所

氏名

ＴＥＬ

お客様番号		道順番号	
メーター番号	口径		
位置備考			
給水停止執行	年　月　日　AM・PM　：		
停止処理状況	乙止・丙止・その他（　　）		
停止指針	㎥	％	
執行者			
給水停止解除	年　月　日　AM・PM　：		
備考			

対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額
合　計				

○流山市指定給水装置工事事業者規程

平成10年３月31日水道局告示第２号

改正　平成27年４月１日上下水道事業管理規程第３号

令和２年３月18日上下水道事業管理規程第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号、以下「給水条例」という。）第７条第１項の規定に基づき、流山市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

２　この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

３　この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

４　この規程において「管理者」とは、上下水道事業管理者をいう。

５　この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

６　この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

（業務処理の原則）

第３条　指定工事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、流山市水道事業給水条例施行規程及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

（指定給水装置工事事業者証の交付等）

第４条　管理者は、法第16条の２第１項の指定をしたとき、又は法第25条の３の２第１項の指定の更新をしたときは、速やかに指定工事業者に流山市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）（別記第１号様式）を交付する。

２　指定工事業者は、第１条の規定による指定の更新の決定がなされたとき、又は法第25条の３の２第１項の規定による指定が失効したときは、管理者に効力を失った指定工事業者証を返納するものとする。

３　指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11第１項各号の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。

４　指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第５条の規定による指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。

５　指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

（指定の停止）

第５条　指定工事業者が法第25条の11第１項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、１年を超えない範囲内で期間を定め、指定の効力を停止することができる。

（指定等の公告）

第６条　管理者は、指定工事業者の指定をしたとき又は指定の停止若しくは取消しをしたときは、法第25条の３第２項又は同条の11第２項の規定に基づき、遅滞なくその旨を公告し、又は流山市上下水道局のホームページへの掲載により公示するものとする。

（工事検査）

第７条　指定工事業者は、給水条例第７条第２項の規定による工事検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

（審査委員会）

第８条　管理者は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、流山市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

（１）　第４条第３項の規定に基づく指定の取消し

（２）　第５条の規定に基づく指定の停止

２　前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は別に定める。

（委任）

第９条　この規定に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

（規程の廃止）

第２条　流山市指定水道工事店規程（平成５年流山市水道事業管理者規程第５号。以下「旧規程」という。）は廃止する。

２　流山市指定水道工事店表彰規程（平成５年流山市水道局訓令第２号）は廃止する。

３　流山市指定水道工事店審査会の設置に関する規程（平成５年流山市水道局訓令第３号）は廃止する。

（旧規程に基づく流山市指定水道工事店に対する経過措置）

第３条　旧規程に基づき指定を受けている流山市指定水道工事店は、平成10年流山市条例第15号による改正後の流山市水道事業給水条例第７条第１項の適用については、平成10年４月１日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、改正後の流山市水道事業給水条例第７条第１項の規定による指定を受けた者とみなす。

２　旧規程に基づき指定を受けている流山市指定水道工事店が、平成10年４月１日から90日以内に次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、改正後の流山市水道事業給水条例第７条第１項の規定による指定を受けた者とみなす。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（２）　法人である場合には役員の氏名

（３）　事業の範囲

（４）　事業所の名称及び所在地

3　前項の届出は、改正水道法附則第２条第２項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4　前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5　第２項の届出を行う流山市指定水道工事店は、届出と同時に旧規程に基づく流山市指定水道工事店証を管理者に返納しなければならない。

6　管理者は、第２項に基づく届出の受理後、速やかに、第４条第１項に定める指定工事業者証を交付する。

7　第２項の規定により、改正後の流山市水道事業給水条例第７条第１項の指定を受けた者とみなされた者についての新規程第４条第２項の規定の適用については、平成10年４月１日から１年間は、同条同項中「法第25条の11第１項各号」とあるのは「第１号又は第３号から第８号まで」と、同項第１号中「第25条の３第１項各号」とあるのは「第25条の３第１項第２号又は第３号」とする。

8　第２項の規定により、改正後の流山市水道事業給水条例第７条第１項の指定を受けた者とみなされた者について、施行規則第36条を適用する場合においては、平成11年３月31日までの間、同条第１号、第４号及び第６号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規定による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。

9　旧規程第７条第１項の規定に基づき納付されている保証金については、旧規程の廃止に伴い新規程の施行日から起算して３か月経過後に返還するものとし、返還する保証金には利子を付さない。

（旧規程による給水装置工事責任技術者に対する経過措置）

第４条　平成10年３月31日において次の各号の一に該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成８年厚生省令第69号）附則第２条第１項に定める経過措置の適用並びに前条第８号に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有するものに当たるとみなす。

（１）　旧規程に基づく給水装置工事責任技術者としての登録を受けている者

（２）　旧規程に規定する給水装置工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者

（３）　その他管理者が前号の者に相当すると認める者

附　則（平成27年４月１日上下水管規程第３号）

（施行期日）

１　この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日前に、改正前の各規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続き又は処分は、それぞれこの規程の施行後の各規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年３月18日上下水管規程第２号）

（施行期日）

１　この管理規程は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日前に、改正前の各規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続き又は処分は、それぞれこの規程の施行後の各規程の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式

流山市指定給水装置工事事業者証

指定第　　号

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人にあっては代　表　者）

水道法第16条の2第1項の規定により流山市指定の給水装置工事事業者であることを証します

有効期限　　年　　月　　日

年　　月　　日

流山市上下水道事業管理者　印

○流山市特別給水契約規程

平成２９年３月２４日

上下水道事業管理規程第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、流山市水道事業給水条例（平成１０年流山市条例第１５号。以下「条例」という。）第２５条の３第４項の規定に基づき、特別給水契約（以下「本契約」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（契約の対象者）

第２条　本契約を締結することができる者（以下「対象者」という。）は、本契約の対象となる水道（以下「対象水道」という。）を継続して１年以上使用又は使用を予定し、直近の１年間における１月当たりの使用水量が５００立方メートルを超える使用実績がある者又は当該使用が明らかであると認められる者とする。

２　次の各号に該当するものは、前項の規定にかかわらず、本契約を締結することができない。

（１）料金を滞納している者

（２）本契約を解除した日から１年を経過していない者

（契約の申込み）

第３条　本契約を締結しようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に特別給水契約申込書（別記第１号様式）を、必要とする書類を添えて提出しなければならない。

（契約の締結）

第４条　管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、第２条に規定する対象者であること等を審査の上、本契約を締結することが適当と認めた者（以下「使用者」という。）に対し特別給水契約決定（却下）通知書（別記第２号様式。以下「決定通知書」という。）を交付することにより本契約を締結したものとする。

（契約の期間）

第５条　本契約の期間は、決定通知書を交付した日の翌日からメーター検針日の属する会計年度の末日までとする。

２　契約満了日までに、管理者、使用者のどちらからも本契約の解除の申し出がない場合には、更に１年を限度として契約期間を延長するものとしその後も同様とする。

（料金の適用）

第６条　条例第２５条の３第２項に規定する料金（以下「契約料金」という。）は、

決定通知書を交付した日以後最初のメーター検針日の対象水道の使用分から適用する。

２　契約料金は、第９条の規定による本契約の解除の決定がされた場合は、特別給水契約解除通知書を交付した日以後最初のメーター検針日の対象水道の使用分まで適用とする。

３　契約料金の適用期間は、管理者が必要と認める場合は別途定めることができる。

（基準水量）

第７条　基準水量は、１月当たり５００立方メートルとする。

（本契約の解除）

第８条　管理者は、本契約の期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

（１）使用者が対象水道を使用しなくなったとき。

（２）使用者が対象水道の料金を指定する期限内に納付しない等使用者としての義務を誠実に履行しないとき。

（３）使用者から特別給水契約解除申込書（別記第３号様式）が提出されたとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、管理者が本契約を解除することが必要であると認めたとき。

（本契約の解除の決定）

第９条　管理者は、本契約の解除を行う場合は、特別給水契約解除通知書（別記第４号様式）を使用者に交付する。

なお、契約解除により本契約の期間内の使用水量が基準水量に満たない場合でも、基準水量を使用したものとみなして計算する。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別 記

別記

第１号様式（第３条関係）

特別給水契約申込書

年　　月　　日

（宛先）流山市上下水道事業管理者

住所又は所在地

氏名　　㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者職氏名）

特別給水契約を締結したいので、下記のとおり申し込みます。

記

水栓番号		口径	ｍｍ
使用者氏名			
給水装置設置場所			
連絡先			
備考			

特記事項

※申請者はこの申込書の提出によって、流山市水道事業給水条例第２５条の３項の３に定められるとおり、１月分の使用水量が基準水量である５００㎥に満たない場合でも基準水量を使用したとみなし、５００㎥分の水道料金を適用することを了解するものとします。

第２号様式（第４条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

流山市上下水道事業管理者　　印

特別給水契約決定（却下）通知書

年　　月　　日付で申込みのありました特別給水契約の締結については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

水栓番号		口径	
使用者氏名			
給水装置設置場所			
契約期間	年　　月　　日から　　年３月31日まで		
料金適用開始月	年　　月検針分から適用		
基準水量	１か月当たり５００㎥		
備考（却下理由）			

契約満了日までに、管理者、使用者のどちらからも本契約の解除の申し出がない場合には、契約期間を１年間延長するものとする。

第３号様式

特別給水契約解除申込書

年　　月　　日

（宛先）流山市上下水道事業管理者

住所又は所在地

氏名　　㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者職氏名）

特別給水契約を解除したいので、下記のとおり申し込みます。

記

水栓番号		口径	ｍｍ
使用者氏名			
給水装置設置場所			
連絡先			
解除希望月	年　　月検針分から		
備考			

第４号様式（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

流山市上下水道事業管理者　　印

特別給水契約解除通知書

年　　月　　日付で申込みのありました特別給水契約について、下記の理由により解除しましたので通知します。

記

水栓番号		口径	ｍｍ
使用者氏名			
給水装置設置場所			
解除理由			
解除日等	年　　月検針分から解除		
備考			

別記

第１号様式（第３条関係）

第２号様式（第４条関係）

第３号様式

第４号様式（第９条関係）

○流山市小規模水道条例

平成２４年１２月２１日

条例第３４号

（目的）

第１条　この条例は、小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、５０人以上の者に水を供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

（１）水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第２項に規定する水道事業の用に供する同条第１項に規定する水道

（２）水道法第３条第３項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第１項に規定する水道

（３）水道法第３条第４項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第１項に規定する水道

（４）水道法第３条第６項に規定する専用水道

（５）水道法第３条第７項に規定する簡易専用水道

２　この条例において「小規模専用水道」とは、小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいい、「小規模簡易専用水道」とは、水道法第３条第２項に規定する水道事業の用に供する同条第１項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

３　この条例において「設置者」とは、小規模水道を布設し、又は管理している者をいう。

４　この条例において「小規模専用水道施設」とは、小規模専用水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該設置者の管理に属するものをいう。

（水質基準）

第３条　小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（１）病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

（２）シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

（３）銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

（４）異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

（５）異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

（６）外観は、ほとんど無色透明であること。

２　前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

（施設基準）

第４条　小規模専用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模専用水道の形態等に応じ、必要な小規模専用水道施設を有すべきものとして、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（１）取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

（２）貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

（３）導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

（４）浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

（５）送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

（６）配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

２　小規模専用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

（確認）

第５条　小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしよう

とする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

（確認の申請）

第６条　前条の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の工事設計書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）１日最大給水量及び１日平均給水量

（２）水源の種別及び取水地点

（３）水源の水量の概算及び水質試験の結果

（４）小規模専用水道施設の概要

（５）小規模専用水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

（６）浄水方法

（７）工事の着手及び完了の予定年月日

（８）その他規則で定める事項

（確認等の通知）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請を受理した場合において、当該工事の設計が第４条に規定する施設基準に適合することを確認したときは、当該申請をした者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

２　前項の規定による通知は、前条第１項の規定による申請を受理した日から起算して３０日以内に、書面をもってしなければならない。

（給水開始前の届出及び検査）

第８条　小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定めるところにより実施した水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

２　小規模専用水道の設置者は、市長が前項の規定による届出を受理した場合において、規則で定めるところにより行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはならない。

（変更又は廃止の届出）

第９条　小規模専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け

出なければならない。

（水質検査）

第１０条　小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

２　小規模専用水道の設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該水質検査を行った日から起算して３年間これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第１１条　小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第１２条　小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

（小規模簡易専用水道の給水開始等の届出）

第１３条　小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

２　小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模簡易専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（小規模簡易専用水道の管理）

第１４条　小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

（改善命令等）

第１５条　市長は、小規模専用水道施設が第４条に規定する施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ずることができる。

２　市長は、小規模簡易専用水道の管理が前条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（給水停止命令）

第１６条　市長は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該命令に係る小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第１７条　市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

２　市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

３　前２項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第１８条　次の各号のいずれかに該当する者は、１０万円以下の罰金又は科料に処する。

（１）第５条の規定による確認を受けないで工事に着手した者

（２）第１２条の規定に違反した者

（３）第１６条の規定による給水停止命令に違反した者

第１９条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。

（１）第８条第２項の規定に違反して給水を開始した者

（２）第１０条第１項の規定に違反した者

（３）第１１条の規定に違反した者

（４）第１７条第１項若しくは第２項の報告をせず、若しくは当該報告に関し虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第２０条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

（委任）

第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に千葉県小規模水道条例（昭和３７年千葉県条例第１０号）の規定により千葉県知事が行った確認、処分その他の行為又は千葉県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○流山市小規模水道条例施行規則

平成２５年３月２９日

規則第２０号

（趣旨）

第１条　この規則は、流山市小規模水道条例（平成２４年流山市条例第３４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査事項）

第２条　条例第３条第２項の規則で定める同条第１項各号の基準に関して必要な事項は、水に含まれる物質の種類及び量並びに水の検査の方法とする。

２　前項の水に含まれる物質の種類及び量は、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）本則の表に定めるとおりとし、同項の検査の方法は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法とする。

（増設及び改造の工事）

第３条　条例第５条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる工事とする。

（１）１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

（２）沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

（確認申請書等）

第４条　条例第６条第１項の規定による申請は、流山市小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書（別記第１号様式）によらなければならない。

２　条例第６条第１項の規則で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）小規模専用水道施設概要書（別記第２号様式）

（２）給水区域を記載した図面

（３）小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

（４）主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面

（５）導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面

（６）その他市長が必要と認める書類

３　前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第６条第１項の規則で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。

４　条例第６条第２項第８号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

（２）水の供給を受ける者の数

５　条例第７条第１項の規定による通知は、流山市小規模専用水道布設工事確認通知書（別記第３号様式）により行うものとする。

（給水開始前の届出及び検査等）

第５条　条例第８条第１項の規定による届出は、流山市小規模専用水道給水開始届出書（別記第４号様式）により行わなければならない。

２　条例第８条第１項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）について、第２条に規定する検査事項について行う検査及び第８条第４号に規定する消毒の残留効果（以下「消毒の残留効果」という。）について水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）に基づき厚生労働大臣が定める検査方法により行う検査とする。

３　条例第８条第２項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項について行うものとする。

４　条例第８条第２項の規定により行う施設検査の結果通知は、流山市小規模専用水道施設検査結果通知書（別記第５号様式）により行うものとする。

（小規模専用水道の変更又は廃止の届出）

第６条　条例第９条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）小規模専用水道の設置者の住所及び氏名

（２）条例第６条第２項各号に掲げる事項

２　条例第９条に規定する変更の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道変更届出書（別記第６号様式）により、同条に規定する廃止の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道廃止届出書（別記第７号様式）により行わなければならない。

（定期又は臨時の水質検査）

第７条　条例第１０条第１項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の左欄に掲げる検査ごとに同表右欄に定める回数により実施するものとす

る。

検査	回数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査事項についての検査	6箇月につき1回

2　前項の規定にかかわらず、水質が良好であると市長が認めるときは、第2条に規定する検査事項について行う検査の一部を省略することができる。

3　条例第10条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について第2条に規定する検査事項について行う検査とする。この場合において、当該検査の一部を行う必要がないことが明らかであると市長が認めるときは、当該検査の一部を行わないこととすることができる。

（衛生上の措置）

第8条　条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない消毒その他衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）水源地、浄水場及び配水池は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

（2）前号の各施設には、鍵をかけ、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

（3）配水池等水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。

（4）給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0．1ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0．4ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0．2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1．5ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。

（小規模簡易専用水道の給水開始の届出）

第9条　条例第13条第1項の規定による届出は、流山市小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第8号様式）により行わなければならない。

2　前項の届出書には、小規模簡易専用水道施設概要書（別記第9号様式）、主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（小規模簡易専用水道の変更又は廃止の届出）

第１０条　条例第１３条第２項に規定する変更の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道変更届出書により、同項に規定する廃止の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道廃止届出書により行わなければならない。

２　条例第１３条第２項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）小規模簡易専用水道の設置者の住所及び氏名

（２）小規模簡易専用水道施設概要書（給水開始年月日を除く。）に記載された事項

（小規模簡易専用水道の管理基準）

第１１条　条例第１４条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）水槽の掃除を１年ごとに１回定期に行うこと。

（２）水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

（３）給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、第２条に規定する検査事項について検査を行うこと。この場合において、当該検査の一部を行う必要がないことが明らかであると市長が認めるときは、当該検査の一部を行わないこととすることができる。

（４）供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（身分証明書）

第１２条　条例第１７条第３項の証明書は、身分証明書（別記第１０号様式）とする。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

別 記

第１号様式（第４条関係）

流山市小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書

年　　月　　日

（宛先）流山市長

住　　所

氏　　名　　㊞

［法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名］

小規模専用水道の新設・増設（改造）工事の確認を受けたいので、流山市小規模水道条例第６条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

注　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第２号様式（第４条関係）

（表）

小規模専用水道施設概要書（台帳）

整理番号	

施設の名称・所在地			
設置者の住所・氏名	TEL		
管理者の住所・氏名	TEL		
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他（　　）		
確認通知の番号・年月日	流山市指令第　　号　　年　　月　　日		
給水開始年月日			
小規模専用水道届出年月日		建築物における衛生的環境の確保に関する法律適用の有無	有・無

水源の種別	表流水　・　伏流水　・　湧水　・　その他（　　）		
水道施設の概要	（フローシート）		
	消毒設備	（注入方式）　　（台数）　　台	
水道施設の位置・規模・構造			
浄水方法			
給水人数		一日最大給水量	
		一日平均給水量	
（備考）			

（裏）

（案内図）

記　事

年　月　日	記　　事

第３号様式（第４条関係）

流山市指令第　　号

（申請者の住所・氏名）

流山市小規模専用水道布設工事確認通知書

流山市小規模水道条例第６条第１項の規定により、　　年　　月　　日付けで申請のあった下記小規模専用水道の新設・増設（改造）工事の設計については、同条例第４条の規定による施設基準に適合する（適合しない）と認められるので、同条例第７条第１項の規定により通知する。

年　　月　　日

流山市長　　印

記

１　小規模専用水道施設の名称及び所在地

名　称

所在地

２　適合しない理由

備考　行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則（平成１７年流山市規則第１４号）別記第１に準じた教示の文を付すこと。

第４号様式（第５条関係）

流山市小規模専用水道給水開始届出書

年　　月　　日

（宛先）流山市長

住　　所

氏　　名　　㊞

［法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名］

年　　月　　日付け流山市指令第　　号で確認を受けた小規模専用水道について、給水を開始したいので、流山市小規模水道条例第８条第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　給水が行われる施設の名称及び所在地

２　給水開始予定年月日　　年　　月　　日

３　水質検査の結果　　別添のとおり

注　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第５号様式（第５条関係）

流山市指令第　　号
年　　月　　日

流山市小規模専用水道施設検査結果通知書

流山市小規模水道条例第８条第１項の規定により、給水開始前の届出があった施設（　　年　　月　　日付け流山市指令第　　号）の検査結果については、下記のとおり通知します。

記

１　検査実施日

年　　月　　日

２　検査結果

（ア）合格

（イ）不合格

理由：

注　不合格の場合は改善終了後、再度検査を実施するものであること。

備考　行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則（平成１７年流山市規則第１４号）別記第１に準じた教示の文を付すこと。

第６号様式（第６条、第１０条関係）

流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道変更届出書

年　　月　　日

（宛先）流山市長

住　　所

氏　　名　　㊞

［法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名］

下記のとおり変更したので、流山市小規模水道条例 第９条 第１３条第２項 の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　水道の区分　　小規模専用水道　・　小規模簡易専用水道

２　確認通知の番号・年月日（小規模簡易専用水道の場合は、給水届出年月日）

３　施設の名称及び所在地

４　変更年月日　　年　　月　　日

５　変更事項　　旧

新

注　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第７号様式（第６条、第１０条関係）

流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道廃止届出書

年　　月　　日

（宛先）流山市長

住　　所

氏　　名　　㊞

［法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名］

下記のとおり小規模水道を廃止するので、流山市小規模水道条例第９条
第１３条第２項
の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　水道の区分　　小規模専用水道　・　小規模簡易専用水道

２　確認通知の番号・年月日（小規模簡易専用水道の場合は、給水開始届出年月日）

３　施設の名称及び所在地

４　廃止予定年月日　　年　　月　　日

５　廃止の理由

注　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第８号様式（第９条関係）

流山市小規模簡易専用水道給水開始届出書

年　　月　　日

（宛先）流山市長

住　　所

氏　　名　　㊞

［法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名］

小規模簡易専用水道の給水を開始したので、流山市小規模水道条例第１３条第１項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

注　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第９号様式（第９条関係）

（表）

整理番号	

小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）

施設の名称・所在地			
設置者の住所・氏名			
管理者の住所・氏名			
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・その他（　　）		
給水開始届出年月日		給水開始年月日	
小規模簡易専用水道届出年月日		建築物における衛生的環境の確保に関する法律適用の有無	

水源		市	水道事業	
受水槽	設置場所	屋内　・　屋外	設置基数	基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材質	鉄筋コンクリート・鋼鈑 FRP・その他（　　）
	有効容量	縦　　横　　有効水深 m³　（　　m　×　　m　×　　m）		
高架水槽	設置場所	屋内　・　屋外	設置基数	基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材質	鉄筋コンクリート・鋼鈑 FRP・その他
用途		生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他（　　）		
主要配管		鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニール管・その他（　　）		
使用状況		水量　　m³／日　　使用者数　　人／日		
塩素滅菌機の有無		有（　　）　・　無		
（備考）				

（裏）

（案内図）

年　月　日	記　　事

第１０号様式（第１２条関係）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

職　名
氏　名

上記の者は、流山市小規模水道条例第１７条の規定により、立入検査を行うことができるものであることを証する

年　　月　　日

流山市長　　印

（裏）

流山市小規模水道条例（平成２４年流山市条例第３４号）抄

別記

第１号様式（第４条関係）

第２号様式（第４条関係）

第３号様式（第４条関係）

第４号様式（第５条関係）

第５号様式（第５条関係）

第６号様式（第６条、第１０条関係）

第７号様式（第６条、第１０条関係）

第８号様式（第９条関係）

第９号様式（第９条関係）

第１０号様式（第１２条関係）